

# 第1回学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議議事録（要旨）

## 1 開催日時

令和6年7月22日（月） 14:30～16:30

## 2 開催場所

STV 北2条ビル4階 委員会会議室

## 3 出席者

### (1) 構成員 9名

高橋構成員、近構成員、下山構成員、北嶋構成員、塩谷構成員、橋本構成員、河本構成員、山角構成員、大塚構成員

### (2) 事務局 3名

近藤学校給食課長、松本栄養指導担当係長、町田栄養指導担当係員

### (3) 傍聴者（公開部分のみ）

報道機関関係者 1名

## 4 欠席者

新妻構成員

## 5 開会

開会にあたり、近藤学校給食課長から挨拶

### 【要旨】

今回の手引きの検討会議は、札幌市の現状と課題を踏まえ、国の方針等を考慮しながら、学校給食における食物アレルギー対応の体制の充実を図り、現状に合った手引きとする目的で進めていただきたいと考えている。

## 6 議事

### (1) 札幌市の食物アレルギーの現状と課題について

#### 【事務局より説明】

今年度の食物アレルギー調査結果に基づき、札幌市の学校給食における食物アレルギー対応の現状と課題について説明した。

#### 【高橋構成員（学校医）より説明】

医療現場における現在の食物アレルギーの考え方と現状について説明があった。

#### 【構成員意見・質疑応答】

構成員	令和5年度の事故事例の件数が出ていたが、小中学校の内訳は分かるか。中学校だと生徒自身が対応内容を理解しているので、教師があまり関与しない場合もある。
事務局	小学校19件、中学校1件である。
構成員	自分自身が現場での課題と感じることとして、

	<p>①原因の明確化 なぜ誤食が起きるのか、原因究明することで防げるのでないか。</p> <p>②情報共有の仕組み 工夫はしていても抜けてしまうことがある。良い事例があれば、全市のスタンダードにできないか。</p> <p>③研修での位置づけ 年度初めに校内で対応内容の確認があつても、忙しくてしっかり説明を受けられないことがある。</p>
構成員	事故が起こらないことがよいが、万が一に備えておくことは大切。学校で不安に思うことが、手引きに盛り込まれたら良いと思う。

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の手引きの改訂について  
事務局から、手引きの改訂にあたって大きなポイントになる3点について議題とした。

ア 完全除去の取扱いについて

**【事務局説明】**

国が示す完全除去の考え方と札幌市が現在行っている対応の差異について、本市としてどのように整理すべきか。

**【構成員意見】**

構成員	本市のアレルギーは鶏卵が多いが、大半は加熱で食べられる印象。完全除去を行うと、除去食対応者や、給食が食べられない児童生徒もかなり増えるのではないか。
構成員	現場の一部からは国の大原則に沿ってほしいという意見もあるが、本市は除去食対応ができる献立が少ない。他都市のように、条件付きで行う選択肢もあるのでは。

イ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

**【事務局説明】**

学校生活管理指導表の提出が必要となる場合について、手引き内で整理が必要であると考えている。

**【構成員意見・質疑応答】**

構成員	現在の手引きの記載では、現場での迷いが生じる可能性もある。医療機関でも記載の基準が異なるなど課題もあるが、文言の整理をお願いしたい。
-----	--

ウ 食物アレルギー対応が解除される場合について

**【事務局説明】**

対応が解除された場合の流れや様式が手引き内で整理されていないことから、栄養教諭・栄養士で昨年度より検討し、案を作成した。

**【構成員意見・質疑応答】**

構成員	学校給食における食物アレルギー対応が解除になったら、学校生活管理指
-----	-----------------------------------

	導表は返却するのか。
事務局	対応するアレルゲンがすべてなくなったら返却するが、何か残っている場合は、その残ったアレルゲンについて学校生活管理指導表に記載されるようにする。
構成員	医師の診断に基づいた解除かどうかについては、保護者が解除申請書の「医師の指導の下、対応の必要がないと判断されています。」の部分をチェックすることで確認するのか。
事務局	そのようになる。

## エ 全体を通して

### 【構成員意見】

構成員	弁当持参をしている児童生徒の弁当を電子レンジで加熱する場合、様々な食品と共に使用するのはアレルゲンの混入にもつながってしまうのか。
構成員	ないとは言えない。
構成員	もし、電子レンジを使用するのであれば、誰が電子レンジのあたためを行うのか等の整理が必要。
事務局	現在は、電子レンジや冷蔵庫については学校対応で行っている。小学校と中学校、大規模校と小規模校など、学校ごと事情が異なることもあり、統一した対応は難しいと感じているところ。 しかし、進学・転校した際に他の学校ではできたのに…といったトラブルになることも考えられるため、学校ごとの対応である旨を保護者に理解していただくことは必要。

## 7 その他

次回は9月下旬に開催することとする。

## 8 閉会

## 第1回 学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議

日時 令和6年7月22日（月）14:30～16:45  
場所 教育委員会 4階 委員会会議室

1 開会

2 課長挨拶

3 資料確認

4 会議の運営について

5 自己紹介

6 議事等

（1）札幌市の食物アレルギーの現状と課題について

（2）学校給食における食物アレルギー対応の手引きの改訂について

① 完全除去の取扱いについて

② 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

③ 食物アレルギー対応が解除される場合について

7 その他

・今後の日程、場所の確認

第2回：9月下旬 14:30～ 札幌市教育委員会内会議室を予定

# 学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議設置要綱

制定 令和6年5月21日

教育長決裁

## (目的)

第1条 本市の学校給食における食物アレルギー対応の充実を図るため、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）」等に基づき、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を改訂するため、教育委員会に学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

2 検討会議は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

## (検討内容)

第2条 検討会議での検討内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応の体制の充実について
- (2) 様式の見直しについて
- (3) その他対応にあたり必要とされる事項

## (組織等)

第3条 検討会議は次に掲げる者で構成する。

(1) 学校医	1名
(2) 札幌市立小学校長	1名
(3) 札幌市立中学校長	1名
(4) 養護教諭	2名
(5) 栄養教諭・栄養士	2名
(6) 学校教育部教育課程担当課指導主事	1名
(7) 学校教育部教育推進課保健指導担当係長	1名
(8) 生涯学習部学校給食課栄養指導担当係長	1名

## (任期)

第4条 構成員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、途中交代した際の後任者の委嘱期間は前任者の委嘱期間を引き継ぐものとする。

## (議長等)

第5条 検討会議には、議長及び副議長を置く。

2 会議の議長は、小学校長が務め、副議長は議長が指名する。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(謝礼)

第6条 委員が会議に出席した場合には、日額12,500円（税込み）の謝礼を支給する。

2 委員が参集して会議に参加した場合の交通費は実費弁償とする。

3 第1項及び第2項の規定は、本市職員（教職員を含む）には適用しないものとする。

(会議録の公開)

第7条 検討会議開催後は、会議録を作成の上公開することとする。ただし、児童生徒等の個人情報に関わる内容については、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 構成員で検討会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、構成員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課（栄養指導担当）において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、学校支援担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和6年7月1日から適用する。

## 令和6年度 学校給食における食物アレルギー対応の手引き改訂スケジュール

	食物アレルギー対応の手引き検討会議	食物アレルギー対応の手引きにおける動き	その他
令和6年7月	<p><b>第1回会議：7月22日</b></p> <p>■現状説明（札幌市の食物アレルギーの現状と課題について）</p> <p>■改訂案の検討①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を受けた今後の方向性</li> </ul>		
9月	<p><b>第2回会議：9月下旬（予定）</b></p> <p>■改訂案の検討②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局案を基に検討</li> <li>・様式の見直し他</li> </ul>		
10月	<p><b>第3回会議：10月下旬（予定）</b></p> <p>■改訂案の検討③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂案の確認</li> </ul>		
11月	<p><b>第4回会議：11月（仮）</b></p> <p>■改訂案の検討④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂案の最終確認</li> </ul>		新小学1年生の就学時検診が始まる
12月		<b>手引き改訂版を通知（各学校）</b>	
令和7年2月			新中学1年生の保護者説明会が始まる
令和7年4月		<b>手引き改訂版の運用開始</b>	